

就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

就労系サービスの全事業所においては、前年度 1 年間の実績等を踏まえて届け出る基本報酬、加算等について必要書類の提出をお願いします。ただし、新規指定から 1 年に満たない事業所は「2 前年度実績が 1 年に満たない事業所について」をご参照ください。

※区分に変更がない場合も届出をお願いします。(兵庫県の取扱いとは異なりますのでご注意ください)

1 必要書類

- ① 様式第 5 号(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書) [全事業所]
- ② 様式第 5 号 別紙 1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表) [全事業所]
- ③ 下表の該当サービスの基本報酬の「別紙〇〇」 [全事業所]
- ④ 下表の加算が「あり」の場合は該当する加算の「別紙〇〇」 [該当する事業所のみ]

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	就労定着支援
基本報酬	就労定着率区分 (別紙 36、別紙 36 の 2)	平均労働時間区分 (別紙 37)	平均工賃月額区分 (別紙 40) および根拠資料	就労定着率区分 (別紙 41、 別紙 41 の 2)
加算	視覚・聴覚等支援体制加算 (別紙 2、別紙 2-2)			就労定着実績 (別紙 42)
	移行準備支援体制加算(I) (別紙 30)	就労移行支援体制加算 (別紙 39)		
		重度者支援体制加算 (別紙 4)		

2 前年度実績が 1 年に満たない事業所について

- ① 就労移行支援/就労継続支援
別添「QAvol.5」の P7 問 3、問 4 等を参照のうえ必要に応じ届出
- ② 就労定着支援
別添「就労定着支援の円滑な実施について」P29 以降等を参照のうえ必要に応じ届出

3 提出期限

令和2年 4 月 15 日(水)

※適用開始日:令和 2 年 4 月 1 日

※区分に変更がない場合も届出をお願いします。(兵庫県の取扱いとは異なりますのでご注意ください)

3 提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町 1-23-1

尼崎市役所 健康福祉局 障害福祉課(指定・管理担当)

※原則郵送で提出してください。